

随意契約理由書及び比較見積省略理由書

1. 契約業務名

南大阪湾岸流域下水道 中部水みらいセンター 1系生物反応槽機械設備補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、中部水みらいセンターに設置されている1系生物反応槽機械設備が経年劣化による不具合が発生しているため、設備において不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるためのものです。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されています。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作を実施した(株)荏原製作所以外にないため、大阪府との契約窓口である同社大阪支社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。